

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会報告（案）（別紙1）
電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」
- (2) 情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会報告（案）（別紙2）
電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 測定用受信機」、「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 放射妨害波測定用のアンテナと試験場」、「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 放射妨害波の測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 不確かさ、統計及び許容値のモデルー測定装置に関する不確かさ」

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会は、昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格」について調査検討を行っており、そのうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」並びに「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 測定用受信機」、「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 放射妨害波測定用のアンテナと試験場」、「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 放射妨害波の測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件 不確かさ、統計及び許容値のモデルー測定装置に関する不確かさ」について、これまでの検討結果を電波利用環境委員会報告（案）として取りまとめましたので、本報告（案）に対して意見募集を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体

の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームからご提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっています。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : densyokakari_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力ご利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和7年10月8日(水)から同年11月6日(木)まで(必着)

※郵送については、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わぬことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

担当：電磁障害係

電話：03-5253-5905

電子メールアドレス：densyokakari_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メール送付の際には、「_atmark_」を@に置き換えてください。

意 見 書

令和 年 月 日

情報通信審議会 情報通信技術分科会

電波利用環境委員会 主査 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等) (注1)

電話番号

電子メールアドレス

電波利用環境委員会報告（案）に対する意見募集（「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式別紙

該当箇所	御意見